

令和4年9月9日

保護者 様

安城市教育委員会
安城市立桜井中学校長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについて（お知らせ）

日頃は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、9月7日より、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準が変更されております。

先日、配布した「新型コロナウイルス感染症に罹患したり濃厚接触者に特定されたりした場合の対応について（愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトより）（お知らせ）」より、陽性となった場合の療養解除が変更されましたのでお知らせいたします。なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

今後も、学校生活において基本的な感染症対策を引き続き行い、お子さまの安心・安全な教育環境の確保に努めてまいりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○症状のある方は、**発症日（0日目）から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする**。ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

○無症状の方は、検体採取日（0日目）から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目の検査キット（薬事承認されたもの）による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

○本見直しについては、**令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。**

※詳細につきましては、裏面や下記ホームページをご参照ください。

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html）

○新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-7）

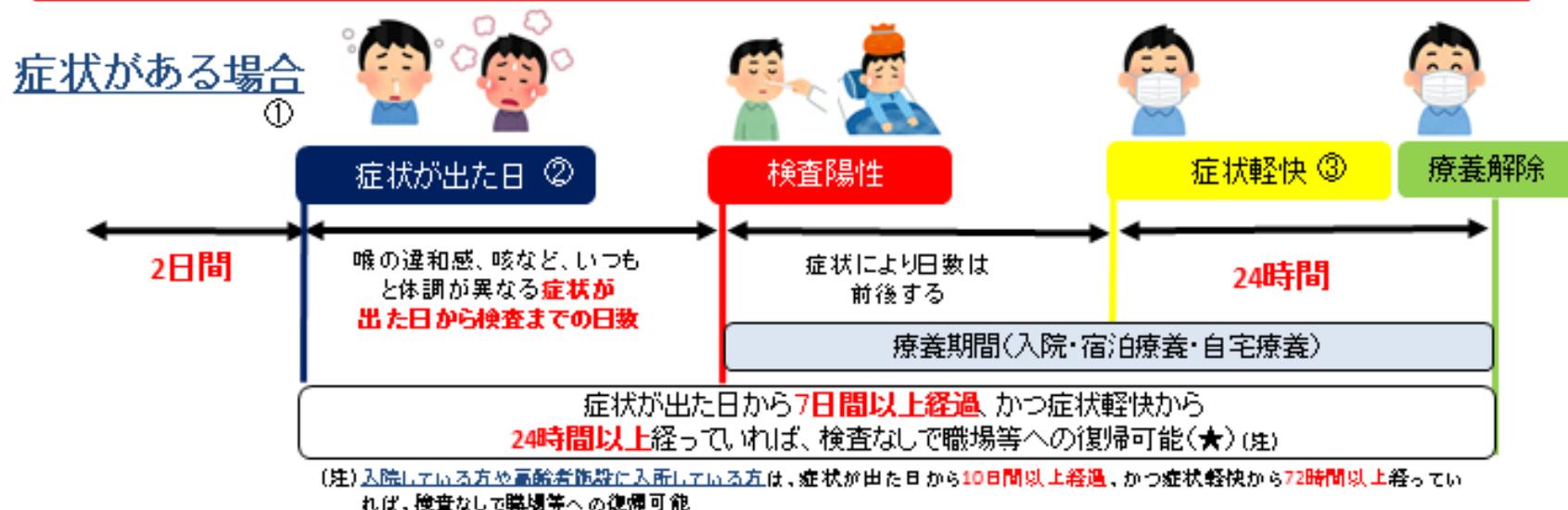
○自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022年
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html）

問い合わせ先 教頭 岩田 一郎
電話 0566-99-0028

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります。**

検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。**



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。